

福井ブローウィンズ バasketボールスクール規約

第1条（名称）

本スクールは、福井ブローウィンズバスケットボールスクール（以下、スクール）と称する。

第2条（所在・管理運営）

本スクールは、福井県福井市梅野町第15号1番地2に主たる事務所を置き、運営は株式会社福井ブローウィンズ（以下、クラブ）が行う。

第3条（入会資格）

本スクールに入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本規約に同意および遵守できること。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。

第4条（入会手続き）

本スクールに入会を希望する者は指定の手続きに従い、本スクールに申し込むこととする。指定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者（以下、スクール生）は、別途定める受講日から本スクールに参加することができる。

第5条（会費等）

- (1) 本スクールに入会をする者は、入会費および月会費を指定の方法で納入することとする。
- (2) 新年度更新時、年会費を納入することとする。
- (3) 入会金・月会費等の金額は、入会時に書面または電子メールにて別途通知する。また、入会金・月会費等の金額変更がある場合は、事前に書面または電子メールにて通知する。

第6条（会費の不返還）

一度納入した入会費・月会費は、法令の定めまたはクラブが認める理由がある場合を除き、理由の如何を問わず返金しないこととする。

第7条（月会費の滞納）

月会費の支払いを滞納し、クラブから勧告したにも関わらず2ヶ月以上納入しない場合は、本スクールは、指導を停止し、当該スクール生を退会させることができることとする。

第8条（指導方針）

本スクールの指導方針ならびに指導内容および活動方針について、スクール生とその保護者は、クラブに一任することとする。

第9条（受講日および時間）

本スクールの受講日、時間については、あらかじめ定めた年間スケジュールに従う。やむを得ない事情が発生した場合は、定められた受講日、時間等を変更または中止することがある。その場合は、事前にスクール生に通知することとする。

第10条（スクール生のモラル）

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 「福井ブローウィンズバスケットボールスクール規約」および本スクールの定める諸規則を遵守すること。
- (2) スクール生は福井ブローウィンズの一員であることを自覚し、常に品位を保つよう努めること。

第 20 条（秘密漏洩の禁止）

会員および保護者は、活動で知り得た情報を許可なく第三者へ提供してはならない。

第 21 条（地位の譲渡禁止）

会員は、その地位を第三者に譲渡することはできないこととする。

第 22 条（個人情報の取扱い）

当社は、スクール生の個人情報を、関係法令および当社が定める「個人情報方針」に従って取り扱うものとし、スクール生はこれを承諾することとする。

第 23 条（個人情報の利用）

クラブは、会員の個人情報を以下の目的で利用することができることとする。

- ①スクール生向けチケット販売、グッズ販売
- ②スクール生向け特典（サービス・商品）の案内、提供、管理
- ③スクールならびにクラブの活動を広報するための練習風景等の写真使用
- ④クラブ、本スクールのサービス商品等に関するアンケートの実施
- ⑤クラブ、本スクールのサービスに関する情報の提供・案内
- ⑥新たなサービス・商品の開発
- ⑦問い合わせ、依頼等への対応

第 24 条（細則）

本規約に定めのない事項および運営上、必要な細則は、決定後、アカデミー事務局よりお知らせすることとする。

第 25 条（改訂）

本規約の改訂は会社がその運営上、必要かつ相当であると合理的に認める場合、改訂できることとする。なお、変更規定の内容は福井ブローウィングズのホームページ等にて行うこととする。

第 26 条（発効・施行）

本規約は 2023 年 4 月 1 日より発効・施行する。